平成２９年（フ）第４３７３号
大阪市東成区玉津２丁目10番17号
破産者　竹林　　恵
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５号
盛岡市八幡町５番12―301号、旧住所盛岡市八幡町１番９―502号
破産者　相澤　正己
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０５号
埼玉県熊谷市中央５丁目６番40号、旧住所埼玉県熊谷市今井886番地
破産者　吉野　勝美
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０８号
長野県木曽郡木曽町日義4822番地３
破産者　青木喜久代
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３号
静岡県菊川市川上1280番地の２
破産者　加茂　彰三
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
静岡県掛川市本郷243番地の12
破産者　藤田　克也
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
愛知県愛知郡東郷町涼松１丁目３番地12
破産者　酒井　　努
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０８６号
大阪市城東区東中浜５丁目２番２号　グループホームらくじ苑東中浜
破産者　宮本　忠憲
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９８号
大阪市淀川区新北野３丁目12番24号　シャトー北野　203号
破産者　あじ新こと　渡辺　新人
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００３号
奈良県香芝市磯壁４丁目139番地１　高谷住宅７号、開始決定時奈良県香芝市今泉1220番地44
破産者　加藤　雅之
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８８号
大阪府高槻市芥川町２丁目11番５号　ＥＹビル２Ｇ号、前住所大阪府高槻市上本町４番５号
破産者　田中　　稔
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１４号
大阪府東大阪市中小阪５丁目13番22号、開始決定時大阪府東大阪市若江西新町１丁目10番４号
破産者　ドラゴンこと　前川　敬治
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２９号
大阪市平野区長吉出戸７丁目１番41号
破産者　濱崎　英樹
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４１号
大阪府茨木市新郡山２丁目１番303号
破産者　川邊　正量
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４６号
大阪市旭区赤川２丁目13番３号
破産者　山口　敬一
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市神和町39番地１　グリーンヒルズ神和102、開始決定時兵庫県姫路市御立西５丁目７番19号
破産者　江川正男こと　李　　得時
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９７号
函館市鍛治１丁目４番６号　キャピタル鍛治201号
破産者　高橋　七郎
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所